

議会基本条例の検証結果

報告書

令和6年7月2日

佐賀市議会 議会運営等改革検討会

はじめに

議会運営等改革検討会は、従前の議会運営委員会（令和元年12月12日開催）及び検討会（同月18日開催）にて決定された、任期4年間の後半2年間で「議会基本条例の見直し・検証」を検討するという決定事項を引き継いでいる。今期がその該当期間であるため、令和5年12月18日の第1回検討会から令和6年4月26日の第5回検討会まで5回の議論を交わし、このたび一定の結論に達したので、次のとおり報告する。

【議会運営等改革検討会委員】（令和6年7月2日現在）

会長	宮	崎	健
副会長	富	永	明 美
委員	中	島	妙 子
	稲	葉	嵩 広
	御	厨	洋 行
	久	米	勝 也
	実	松	尊 信
	永	淵	史 孝
	黒	田	利 人

検討結果

I 議会基本条例の見直し・検証

本件については、重点検証条文を抽出し、当該条文の取組内容、検証結果（評価）、今後の課題について委員間で自由討議を行った。検証結果は別紙1のとおりである。

今回の見直し・検証の実施方法については、次回以降の検証を効率的に実施するために、重点検証条文を主に検証しており、重点検証条文の分類表の見直しも実施した。（重点検証条文の分類表は別紙2のとおり）

特に、検証結果の中で早急に検討を要する課題については、次ページ以降にその内容を示している。

なお、議会基本条例の見直し・検証については「定期的な議会基本条例の検証については、議員の任期4年の中で最低1回は行うこととし、条文の見直しや検証については必要に応じ随時議員から提案できる。」としており、今回の検証結果以降に議員から見直しや検討の提案が出された場合には、その都度協議を行い報告することとなる。

II 早急に検討を要する課題

【第12条 市政に係る重要な計画の議決等】

- ・ 計画を策定する際に、基本計画と下位計画との線引きが分かりにくいので、基準が設けられないのか。
- ・ 計画の策定や改定に関する執行部からの説明を、もう少し早いタイミングで行ってもらえないか。
- ・ パブリックコメントを実施しても意見がなかったことが多い。また、どのように市民の意見が反映されたのか不明確である。
- ・ 現在のパブリックコメントは実効性が少ないと感じるため、より市民の意見が反映できる有効な手段を検討すべきである。

【第13条 会派】

- ・ 2名以下で構成する会派に準ずるクラブについて、呼称や立場、会議での意見の取扱について、申し合わせ事項などで明確にすべきである。
- ・ 本条の趣旨を踏まえ、会派制をとっている意義を申し合わせ事項などで明確にすべきである。

【第15条 議会改革の推進】

- ・ 議会運営等改革検討会から議会運営委員会に答申、または報告した事項のうち、議会運営委員会で十分に協議ができていない事項がある。本検討会と議会運営委員会との関係について、健全性を保つようにすべきである。

【第16条 専門的事項に関する調査】

- ・ 議案審査における日程的な課題はあるが、学識経験を有する者の活用を考えるべきである。
- ・ 「積極的に」との表現が、条例検証時に実施できていないとの評価につながるため、文言を削除すべきである。

【第18条 議会図書室】

- ・ 一般の方の利用がほとんど見られない。当市議会議員の利用も少なく、誰もが利用できることを広くPRするよう努めるべきである。
- ・ 図書室が利用しにくい場所にある。議会受付近くに移設するなど、使いやすい環境を整備する必要がある。

参考資料

I 検討会の運営方法等

1 検討会の基本事項

- (1) 位置づけ 協議又は調整を行うための場（自治法 100 条 12 項・会議規則 166 条）
- (2) 委員 会派及び準会派から選出された者 9 名
会派からの選出数 9 名
準会派からの選出数 0 名
- (3) 会長等 会長 宮崎健 / 副会長 富永明美
- (4) 所管事項 議会改革に関すること（議会基本条例第 15 条で設置を規定）
・議会基本条例の検証
・議会運営委員会からの諮問事項
・議会改革に関する任意の事項
※改革事項の決定は議会運営委員会で行われる。
- (5) 会議運営 委員間で自由活発な議論を展開し、検討会としての意見集約を図る。
※会議が円滑に進むよう、各委員は自会派内調整（所属議員の意見収集・情報提供及び理解醸成等）を行い、検討会にのぞむよう努める。
- (6) 会議傍聴 原則として傍聴可とする。
※平成 27 年 4 月 1 日より全ての法定会議は原則傍聴可となった。
- (7) その他 委員の欠席に当たり、会派の出席がいなくなる場合については所属会派から代理の出席を求める。
（佐賀市議会協議又は調整を行うための運営等に関する要綱第 6 条）

2 検討会での検討事項及び運営方法等

- (1) 検討事項
- ・（議議会基本条例の検証）
 - ・（別途協議事項）※必要に応じ実施
- (2) 検討方法 検討方法は、項目ごとに委員間で自由討議を行い、その討議結果の一覧表（事務局作成）をもとに、次回会議で検討会としての意見を集約することとし、この方法を毎回繰り返すことを基本とする。

- (3) 検討終期 令和7年8月（選挙改選期の定例会開会前）
※選挙改選前までに議会運営委員会に提案等を行うため。
- (4) 開催頻度 毎月1回のペースで開催予定（各定例会の招集告示日及び閉会前の議会運営委員会の日に開催。空いた月については最終金曜日に開催。）
- (5) 検討計画 議会基本条例に見直しについては、3回をめどに協議し、次の会にて議運への報告案の検討。その後は任意の協議事項を選定し、検討終期まで検討を行う。
ただし、議会運営委員会から諮問事項が出た場合は、その件を優先して協議する。
- (6) 検討結果 議会運営委員会（議会）へ必要に応じ答申・報告する。
※あくまでも検討会（内部機関）としての検討結果であり、それを議会意思とするか、具体的にどのような方法で実施するか等については、議会運営委員会において判断する。ただし、当検討会の意思は十分に尊重することとなっている。
- (7) 会議情報 基本情報（検討会の位置付け、検討項目・方法・スケジュール等）は必要に応じ、詳細情報（検討状況、検討結果等）は答申するごとに、それぞれ「議会ホームページ、議会だより、議会フェイスブック等」を活用し、市民に対し情報発信する。
- (8) その他 委員間の議論に支障のない範囲で、事務局職員の発言・意見を認める。
※議会内のいろいろな分野の検討を行う検討会の性質上、少しでも多くの視点・意見を得る必要があるため。

◎ 検討スケジュール

※原則として毎月1回開催とするが、必要に応じ開催頻度を調整する。

日程		協議(検討)内容	
		概要	詳細
令和5年度	12月18日(月)	<p>検討会の基本事項</p> <p>議会基本条例の検証 (第6条から第12条)</p>	<p>検討会の設置の目的及び経緯等、会議の位置付け、会議の委員、所管事項、検討方法、検討終期、開催頻度、会議傍聴ほか</p> <p>市長等との関係の基本原則、市長等による政策等の形成過程の説明、予算及び決算の審議における政策説明、市政に係る重要な計画の議決等</p>
	<p>1月26日(金)</p> <p>2月定例会招集告示日</p> <p>2月定例会閉会前議運後</p>	<p>議会基本条例の検証 (第13条から第21条) 及び報告案の協議</p> <p>改革検討会で協議・検討する任意の事項の選定</p>	<p>会派、政務活動費、議会改革の推進、専門的事項に関する調査、議員研修の充実強化、議会図書室、議会事務局の体制整備、見直し手続</p>
令和6年度	<p>4月26日(金)</p> <p>6(5)月定例会招集告示日</p> <p>6(5)月定例会閉会前議運後</p>	<p>議会基本条例の検証結果報告案の協議・決定</p> <p>改革検討会で協議・検討する任意の事項の選定</p> <p>任意の改革検討事項の委員間討議</p>	
	<p>7月26日(金)</p> <p>9(8)月定例会招集告示日</p> <p>9(8)月定例会閉会前議運後</p>	<p>任意の改革検討事項の委員間討議</p>	
	<p>10月25日(金)</p> <p>12(11)月定例会招集告示日</p> <p>12(11)月定例会閉会前議運後</p>	<p>任意の改革検討事項の委員間討議</p>	
	<p>1月31日(金)</p> <p>3(2)月定例会招集告示日</p> <p>3(2)月定例会閉会前議運後</p>	<p>任意の改革検討事項の委員間討議</p>	

令和7年度	4月25日(金)	任意の改革検討事項の 委員間討議 意見書案の検討	
	6(5)月定例会 招集告示日		
	6(5)月定例会 閉会前議運後		
	7月25日(金)	まとめ	
	9(8)月定例会 招集告示日		

II 検討会の開催実績

回数	開催日	開催時間	協議事項
1回	12月18日	13:28 ～14:02	1 検討計画に基づく協議 ① 議会基本条例の検証（第6条から第12条）
2回	1月26日	9:57 ～10:35	1 検討計画に基づく協議 ① 議会基本条例の検証（第7条、第9条から第12条）
3回	2月19日	9:57 ～10:55	1 検討計画に基づく協議 ① 議会基本条例の検証（第13条から第17条） 2 改革検討会で協議・検討する任意の事項の選定
4回	3月15日	14:58 ～15:41	1 検討計画に基づく協議 ① 議会基本条例の検証（第18条から第21条） 2 改革検討会で協議・検討する任意の事項の選定
5回	4月26日	9:57 ～10:41	1 検討計画に基づく協議 ① 議会基本条例検討結果報告案の決定 2 改革検討会で協議・検討する任意の事項の決定